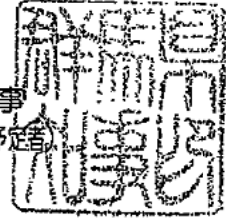




水 第89-3号
平成 22年 10月 27日

国土交通省関東地方整備局長 様

群馬県知事
(水道に関するダム使用権設定予定書)



ハッ場ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について (回答)

平成 22年 10月 12日付け国関整河計第 49号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 ハッ場ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認について

事業主体名	群馬県 (県央第二水道用水供給事業)
参画継続の意思	有・無
参画継続の意思がある場合の必要な開発量	1.49m ³ /s

2 開発量の算定根拠

水道用水供給事業は、受水市町と水道用水供給に対する協定を締結しており、県央第二水道の計画給水量 (一日最大給水量) は146,000m³/日である。

取水量換算：146,000 ÷ 0.92^{*1} = 159,000m³/日 (1.84m³/s)

(注) *1：ロス率 (浄水・送水の過程で発生する流量損失率。)

※ ハッ場ダム参画水量 = 1.84m³/s - 0.35m³/s (ハッ場ダム以外の水源)
= 1.49m³/s



群馬県企業局水道課

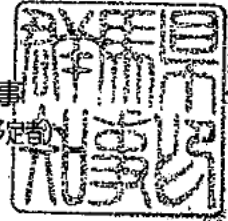
電話 027-226-4014



水 第89-3号
平成 22年 10月 27日

国土交通省関東地方整備局長 様

群馬県知事
(水道に関するダム使用権設定予定者)



ハッ場ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認等について (回答)

平成 22年 10月 12日付け国関整河計第 49 号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1 ハッ場ダム建設事業への利水参画継続の意思の確認について

事業主体名	群馬県 (東部地域水道用水供給事業)
参画継続の意思	有・無
参画継続の意思がある場合の必要な開発量	0.51 m ³ /s

2 開発量の算定根拠

水道用水供給事業は、受水市町と水道用水供給に対する協定を締結しており、東部地域水道の計画給水量 (一日最大給水量) は、40,750 m³/日である。

取水量換算：40,750 ÷ 0.925 * 1 = 44,100 m³/日 (0.51 m³/s)

(注) *1 : ロス率 (浄水・送水の過程で発生する流量損失率。)



群馬県企業局水道課

電話 027-226-4014